

都市計画法第 5 3 条申請について

都市計画決定された都市計画施設（道路、公園等）の計画線内に建築物を建築する場合は、建築確認申請前に都市計画法第 5 3 条の許可が必要となります。

【許可基準】

以下の要件に該当し、かつ容易に移転、除却できること。

- 1．階数が 2 以下で、かつ地階を有しないこと。
- 2．主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。

【申請書類】

以下の書類を正副 2 部、下妻市長あてに提出してください。

許可申請書

念書

位置図（1/10,000 都市計画図に当該地を朱書き表示する）

公図写（1/500）

建物配置図（1/500 以上）都市計画施設の計画線を記入すること

各階平面図（1/200 以上）

立面図（1/200 以上）2 面以上

建築物断面図（1/200 以上）2 面以上

委任状（代理人が申請した場合）

【問合せ先】

都市整備課 都市計画係

TEL 0 2 9 6 - 4 5 - 8 1 2 8（直通）

FAX 0 2 9 6 - 4 3 - 2 9 4 5